

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医手当、手術部看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、<u>分娩待機手当</u>、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1月の初日から末日までとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医手当、手術部看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1月の初日から末日までとする。</p> <p>(略)</p>

4 高所作業手当，死体処理手当，放射線取扱手当，高気圧治療室内作業手当，夜間看護等手当，極地観測手当，超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当，術後管理手当，待機手当，救急勤務医手当，ドクターヘリ搭乗手当，分娩手当，時間外手術手当及び分娩待機手当は，当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。

(略)

(分娩待機手当) (新設)

第34条の9 分娩待機手当は，産婦人科医が分娩業務に従事するため，所定の勤務時間以外の時間に，自宅において待機を命ぜられた場合に支給する。ただし，第34条の7の規定により分娩手当が支給されることとなる場合を除く。

2 前項の手当額は，待機1回につき8,000円とする。

3 第1項の待機時間は，第31条から第33条までの勤務時間には含まれないものとする。

(略)

#### 附 則

この規程は，令和元年7月10日から施行し，改正後の第3条第2項，第4条第4項及び第34条の9の規定は，令和元年7月1日から適用する。

#### **【改正理由】**

分娩待機手当を新設することに伴い，所要の改正を行うものである。

4 高所作業手当，死体処理手当，放射線取扱手当，高気圧治療室内作業手当，夜間看護等手当，極地観測手当，超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当，術後管理手当，待機手当，救急勤務医手当，ドクターヘリ搭乗手当，分娩手当及び時間外手術手当は，当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。

(略)

(新設)

(略)